



本件「写」を送付し通知にかえる

令和 7 年 4 月 25 日

総務部文書法務課

練馬区告示第 2 6 9 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められた建築物について、その所有者または管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項後段および練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年7月練馬区条例第28号）第13条第2項後段の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 25 日

練馬区長 前川 耀男

記

1 特定空家等に該当する建築物の概要

所在地 東京都練馬区高松四丁目4070番地 3
(住居表示 東京都練馬区高松四丁目 7 番24号)
家屋番号 4070番 3 の 1
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板・瓦葺 2階建
登記上の所有者 住所 東京都北区中里町392番地
氏名 湯浅 壽四郎
住所 東京都北区中里町392番地
氏名 湯浅 敏明

2 所有者等が行うべき措置の内容

1 の建築物の除却（基礎を除く。）等を行うこと。

3 措置の期限

令和 7 年 5 月 9 日

期限までに措置が行われない場合は、区長またはその命じた者もしくは委任したものの（以下「区長等」という。）が、2 の措置を行う。

4 動産等の取扱い

区長等が 2 の措置を行うときは、建築物等および敷地内に残置されている動産等を移動または撤去する。

動産等について権利を主張しようとする者は、3の期限までに当該動産等を運び出し、またはその物を指定して保管し、もしくは引き渡すよう、6の問合せ先へ通知すること。

5 費用の徴収

区長等が2の措置を行った場合において義務者が後で判明したときは、義務者から当該措置に要した費用を徴収する。

6 問合せ先

練馬区都市整備部建築課監察係

電話 03-5984-1909

FAX 03-5984-1225